

◆土地利用と交通体系に関する特別委員会委員長（小川義昭君）

土地利用と交通体系に関する特別委員会における付託事項の審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、平成30年6月からこれまで14回にわたり委員会を開催し、関係部局から説明を聴取し、本市の土地利用及び交通体系における現状及び課題を初め、次期都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定における提言などについて審議をまいりました。

本市のまちづくりの基本方針を定める都市計画マスタープランは、現行の計画が本年度末で目標期間を終えることから、策定時からの社会情勢の変化や市民ニーズの推移などを踏まえ、令和2年度からの新たな10年間の計画期間とする次期マスタープランの策定作業が進められています。

また、国の都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画につきましては、本市においては、令和2年度からおおむね20年間の計画とし、今回、新たに策定されるものであります。

さらに、昨年8月に市公共交通協議会が設立され、本市の公共交通の現状と課題を踏まえ、並行在来線を含めた鉄道、バス、タクシーなどの多様な交通機関による持続可能な公共交通網の形成を目的として、本年8月をめどに地域公共交通網形成計画が策定されます。

こうした中、本委員会では、現行の都市計画マスタープラン地域別構想を中心に、地域ごとの現状や課題のほか、まちづくり会議や提案はがきなどで市民から寄せられた土地利用と交通体系に関する要望や意見の調査を踏まえ、社会情勢の変化や地域特性に対応しつつ、長期的な視点に立った方策について鋭意協議をまいりました。

以下、審議の中での主な意見を申し上げます。

初めに、土地利用についてであります。

1点目、これからの少子高齢化を鑑み、旧市街地については、立地適正化計画における都市機能誘導区域や地域拠点として活性化を図るほか、コンパクトシティを構築するなどの施策を進めてほしい。

また、美川地域及び鶴来地域の旧市街地においては、土地の境界の確定が困難となっているほか、空き家がふえ、老朽化も進んでいることから、マスタープランの地域別構想を円滑に進めるためにも、地籍調査事業など計画に盛り込み、推進してほしい。

2点目、本市の特徴として、大規模な工業団地造成を初め、土地区画整理事業が進み、商工業の堅実な発展が見られる一方、農業についても本市の基幹産業として位置づけられており、農地を保全する観点からも、地域特性や需要などを踏まえ、次期マスタープランに位置づける区域や市街化を拡大する区域については慎重に検討するほか、農業が持続可能な産業として維持していくための方針を次期マスタープランにおいて示してほしい。

3点目、市街地に隣接する市街化調整区域の一部については、開発したいという地権者もいれば、農地を耕して維持管理、生産を続けたいという耕作者もおり、農業振興と開発

という二面性がある。このことから、地権者、耕作者双方の立場での話をしっかりと聴取した上で次期マスタープランに反映してほしい。

4点目、次期マスタープランにおけるまちづくり方針の位置づけに際しては、地元や地権者の意見を十分に聴取し、円滑な開発ができるよう進めてほしい。

次に、交通体系についてであります。

1点目、本年8月策定予定であります地域公共交通網形成計画における持続可能な地域公共交通網の実現に向けた基本方針には、駅駐車場整備によるパーク・アンド・ライドの促進による鉄道の利用環境の向上を図るとあるが、鉄道だけでなく、路線バスやコミュニティバスの利用向上にもつながるよう努めてほしい。

2点目、コミュニティバスの利用促進について、これまで乗車したことのない市民などへの利用を促すため、年度当初の無料乗車期間以外にも無料で乗車できる機会を拡大することでPRを図るなどをし、乗車率の向上に努めてほしい。

3点目、近年多発する高齢者の自動車運転事故を踏まえ、運転免許証自主返納に伴う公共交通の位置づけが重要視されていることから、コミュニティバスの土日、休日運行を初め、これらの課題に対し真剣に取り組んでほしい。

最後に、土地利用及び交通体系については、都市計画マスタープランや地域公共交通網形成計画などを初め、本市の都市基盤を構築するための重要なものであり、また、互いに密接なかかわりがあるものと考えられます。執行部におかれては、提言した内容を真摯に受けとめ、しっかりと実現するよう強く申し上げ、土地利用と交通体系に関する特別委員会委員長報告を終わります。